

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和5年12月14日	
契 約 件 名	MR主電磁石電源用IEGT半導体素子 一式	
契 約 金 額	13,728,000円	
契 約 の 相 手 方	神奈川県川崎市幸区堀川町72-34 東芝エネルギーシステムズ(株)	
問 合 せ 先	財務部東海契約課東海契約第二係 Tel 029-284-4891	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本件は、(株)東芝製(現在は分社化による事業承継により、東芝エネルギーシステムズ(株)が詳細な資料を有している唯一の者である)のMR主電磁石電源の電力変換器ユニットで使用している半導体素子の予備品の調達に関するものである。	
随意契約の理由	既存の変換器ユニットの交換部品のため、既存の変換器ユニットと電気的特性及び構造が完全に互換性を満たす必要があるため、及び東芝エネルギーシステムズ(株)がMR主電磁石電源用にカスタマイズした特注品のため他社からの購入が不可能であるため、契約相手方として東芝エネルギーシステムズ(株)を選定した。	